

2017年10月1日から育児休業手当金の
支給期間が最長で育児休業に係る子が2歳に
達する日まで可能となりました。

総務省令に定める場合に該当し、育児休業に係る子が1歳6か月まで育児休業手当金の支給期間を延長された組合員が、育児休業に係る子が1歳6か月時点で再度、同省令に定める場合に該当する場合、さらに2歳まで育児休業手当金を受けられる期間を延長することが可能になりました。

詳細は、「ライフサイクルと共済組合」の「育児のとき」をご覧ください。